

<旅館営業施設 構造設備>

	項目	根拠法令
当該施設の100m以内に学校等がある場合	ホールその他の設備の内部を見通せないような構造となっていること	施行令1条2項9号
施設全般	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	施行令1条2項5号
防除設備	施設の外部に開放される排水口、吸排気口等には、ねずみの侵入を防止するための防除設備を設けること	市条例6条別表2
	施設の外部に開放される窓及び換気口には、必要に応じて、防除設備を設けること	市条例6条別表2
玄関帳場	玄関帳場その他これに類する設備を設けること	施行令1条2項4号
	玄関から容易に見えるよう宿泊者が通過する場所に位置し、宿泊者の出入りを容易に見ることができること	市条例6条別表2
	受付台は、事務を執るのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できること	市条例6条別表2
廊下及び階段(踊り場を含む)	おおむね1.2m以上の幅員を有し、清掃しやすい構造であること 階段には、必要に応じて、手すり等の安全確保のための設備を設けること	市条例6条別表2
客室	客室は5室以上であること	施行令1条2項1号
	和室の数は、客室総数の2分の1を超えて有していること	市条例6条別表2
	和式客室床面積は、7m ² 以上であること	施行令1条2項2号
	和式の客室有効面積は、1人につき3.3m ² 以上であること	市条例4条別表1
	1和室と他の和室、廊下等の境は、壁、板戸、ふすま又はこれらに類するものを用いて区画されていること	市条例6条別表2
	和室には、適当な位置に寝具を収納する押入れ又はこれに類する保管設備を設けること	市条例6条別表2
	洋式客室床面積は、9m ² 以上であること	施行令1条1項2号
	洋式の客室有効面積は、1人につき4m ² 以上であること	市条例4条別表1
	洋室の寝具は洋式であること	施行令1条2項3号
	洋室の出入口及び窓は施錠可能であること	施行令1条2項3号
	洋室は、出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び廊下等とは壁で区切ること	施行令1条2項3号
	天井を設けること(屋根裏の清掃が容易にできるものにあつては、この限りでない)	市条例6条別表2
	収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃しやすい構造であること 宿泊者の衣類及び携帯品を収納できる適当な規模又は広さの専用保管設備及び場所を有すること	市条例6条別表2
	地上階に設けること(客室の前面に空地がある等衛生上支障がない場合はこの限りでない)	市条例6条別表2
	施設の外部に開放され自然光線を十分に採光できる窓を設けること 外気に面して開放することができる換気口を設ける等、自然換気設備により衛生的な空気環境を十分に確保できるものであること (適当な機械換気設備又は空気調和設備を設ける場合は、この限りでない)	市条例6条別表2
	暖房設備	密閉式の暖房設備、その他半密閉式の暖房設備等の室内の空気を汚染するおそれがないものを備え付けること、また開放型のは置かないこと
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備が有すること (施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除く)	施行令1条2項6号
	浴室の床面、床面から高さ1mまでの内壁(腰張りを含む)及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いること 内壁と床面の境界は、清掃しやすくごみがたまりにくい構造であること	市条例6条別表2
	浴室の床面及び浴槽の底面は、排水が容易に行えるよう適当なこう配を付け、すき間がなく、清掃が容易に行うことができる構造であること	市条例6条別表2
	浴室の内壁及び天井は、原則としてすき間がなく、平滑で、清掃しやすい構造であること	市条例6条別表2
	浴室には、入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること	市条例6条別表2
	浴室は、湯気を適切に排出することができる構造であること	市条例6条別表2
	浴槽からあふれた水を浴用に供する構造になっていないこと	市条例6条別表2
	湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合には、その旨の表示をすること	市条例4条別表1
共同浴室	客室以外の場所において共同で使用する浴室又はシャワー室を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分け、各1箇所以上を設けること (出入口に施錠設備を設け、男女で使用時間を分ける等の措置を講じる場合は、この限りでない)	市条例6条別表2
	利用者の需要を満たすことができる適当な広さの脱衣場を設け、浴場外部から、また男女各室から相互に見通すことのできない構造とし、かつ、衣類かごその他の衣類保管設備を有すること	市条例6条別表2
洗い場	洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5cm以上とすること	市条例6条別表2
打たせ湯又はシャワー	循環している温水又は水を用いる構造でないこと	市条例6条別表2
気泡発生装置等	気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること	市条例6条別表2

項目		根拠法令	
入浴設備	屋外の浴槽	屋外の浴槽水が配管等を通じて、屋内の浴槽水に混入することのない構造であること	市条例6条別表2
	ろ過器	ろ過器は、砂式ろ過器で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるもので、かつ、ろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用すること (これにより難しい場合には、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒がしやすい構造のものとする)	市条例6条別表2
		ろ過器に毛髪等が混入しないよう、循環水がろ過器内に入る前に集毛器を設置すること	市条例6条別表2
		循環水がろ過器内に入る直前に薬剤が注入されるよう浴槽水の消毒装置を設置すること	市条例6条別表2
		浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものであること ※ただし書あり	市条例6条別表2
	サウナ室(設備)	男子用及び女子用の別に分け、男女各室を併せて設置している場合にあっては、男女各室から見通せない構造とすること(ただし、個室内に設けられている場合を除く)	市条例6条別表3
		室内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の容易に見える適当な位置に備え付けること	市条例6条別表2
		室内の最も低い床面に近接する適当な位置に給気口を設け、室内の最も高い床面の上部にある天井に近接する適当な位置に排気口を設けること	市条例6条別表2
		出入口の扉には、室内の全部を室外から容易に見通すことができる窓を設けること	市条例6条別表2
		床面、内壁及び天井には、耐熱性の材料を用いること	市条例6条別表2
		室内のよく見える場所に、入浴上の注意に係る表示を掲示するとともにブザーその他の非常用設備を設けること	市条例6条別表2
	洋式浴室又はシャワー室	洋式浴室の浴槽は、利用者が浴槽水を取り替えることができる構造設備であること	市条例6条別表2
	シャワー設備を有する室	必要に応じて、シャワー水の飛散を防止するためカーテン等を備え付けること	市条例6条別表2
	シャワー室の脱衣場	脱衣場の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室の床面より5cm以上の高さを有すること	市条例6条別表2
	貯湯槽	浴槽に供給する原湯を貯留する貯湯槽は、貯湯槽の湯水の温度を、通常の使用状態において60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つこと	市条例2条別表1
洗面所	適当な規模の洗面設備を有すること	施行令1条2項7号	
	宿泊者の利用しやすい位置に設け、十分な広さを有すること	市条例6条別表2	
	不浸透性及び耐熱性の材料を用いて作られ、清掃しやすく、かつ、流水受槽式の構造であって、おおむね1給水栓当たり幅員 0.6m、奥行 0.5m以上であること	市条例6条別表2	
便所	適当な数の便所を有すること	施行令1条2項8号	
	機械換気設備又は換気に有効な窓を設けること	市条例6条別表2	
	天井は、原則としてすき間がなく、平滑で、清掃しやすい構造であること	市条例6条別表2	
	床面から高さ1m以上までの内壁は、不浸透性を有する材料で作られ又は同等の材料で腰張りされていること	市条例6条別表2	
	流水式手洗設備があること	市条例4条別表1 市条例6条別表2	
くみ取り式便所	防臭設備を設けること	市条例4条別表1	
共同便所	男子用及び女子用の別に分け、おおむね同数の割合で設けること。 便器は、収容定員に応じた適当数を設置すること 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること (2階以上に客室を設ける場合であって、その収容定員の合計が5人未満の階にあっては、この限りでない)	市条例6条別表2 市条例6条別表2	
リネン保管設備	使用前のシーツ、布団カバー等を他のものと区別して衛生的に保管する設備を設けること	市条例6条別表2	
給水設備	雑用水を供給する設備	飲料水との誤飲を避けるための表示を当該設備の周囲の容易に見えるところに掲示すること	市条例6条別表2
	埋没式の受水槽	雨水等による冠水を防止するためマンホールを防水型とし、その開口部は、適当な立ち上がり有すること	市条例6条別表2
	貯水槽	不浸透性の材料を用いた密閉構造のものとし、そのマンホールは、密閉及び施錠することができるものとし、通気管、オーバーフロー管及びドレイン管は、害虫を排除することができる構造であること 内部及び周辺は、清掃及び消毒がしやすい構造であること	市条例6条別表2 市条例6条別表2
し尿及び排水処理設備	必要に応じて、衛生害虫等の発生を防除し、かつ、し尿及び排水を適正に処理できる性能を有するし尿及び排水処理設備を設けること	市条例6条別表2	
ゴミ箱	客室その他適当な場所に適当な場所にくず入容器を備えること	市条例4条別表1	
	不浸透性の材料で、ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱を、必要に応じて、十分な数で適当な位置に設けること	市条例6条別表2	
廃棄物の量が著しく多い大規模な施設	不浸透性の材料で、給水栓を設ける等の清掃しやすい構造の専用の廃棄物の集積場又は処理設備を適当な位置に設けること	市条例6条別表2	